

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている方もいる。また、婚姻の際、大多数が夫の姓になっている。

このことは、間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反するとの声がある。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、多様性を認めジェンダー平等の観点から、また、女性の社会進出の増加に伴ってますます強くなっている。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。

法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正要綱を答申しているが、20数年間たなざらしとなっている。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」との判断を示したが、2016年3月、女性差別撤廃委員会は、最高裁判断にかかわらず、現行の民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告している。

世論調査でも賛成が上回っている。最高裁は、制度のあり方については「国民の判断、国会に委ねるべきだ」と強調しており、一日も早い国会の対応が求められている。

よって、国において、選択的夫婦別姓制度の導入に向けて民法を改正するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月10日

大阪府南河内郡河南町議会